

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K02004

研究課題名（和文）コーポレートガバナンス・コードが会計情報に与えた影響に関する実証研究

研究課題名（英文）Corporate Governance Code and Accounting Information

研究代表者

岩崎 拓也（Iwasaki, Takuya）

関西大学・商学部・教授

研究者番号：30611363

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：取締役会の委員会に関する経済的機能を実証的に調査した研究をサーベイした。その結果、次の3点が明らかとなった。第1に、委員会の設置は、取締役会におけるコーディネーション問題を緩和し、企業業績を高める可能性がある。第2に、社外取締役のみで構成される委員会に取締役会の権限を委譲することは、取締役会全体の情報共有等が損なわれる可能性がある。第3に、監査委員会と報酬委員会を兼任する取締役は、監査委員会における追加的なコストを意識し、経営者報酬の業績尺度として利益を採用しない傾向がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、上場企業において取締役会内部に委員会を設ける企業が増加傾向にあることに注目し、米国企業を対象とした委員会の経済的機能に関する実証的証拠を概観した。日本企業を対象とした委員会に関する実証研究が少ない現状において、米国の実証研究の成果は、近年の日本企業におけるコーポレートガバナンスの変化を理解するうえで有意義な示唆をもたらすだろう。

研究成果の概要（英文）：We review recent literature on the empirical corporate board committees. The results reveal the following three points. First, the committees may alleviate co-ordination problems on the board and enhance corporate performance. Second, granting formal authority to a committee consisting solely of outside directors can impair communication among the board. Third, overlapping membership between compensation and audit committees relies less on earnings-based performance measures in executive compensation contracts.

研究分野：会計学

キーワード：コーポレートガバナンス コーポレートガバナンス・コード 取締役 委員会 会計 財務

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

現在、わが国におけるコーポレートガバナンス制度が大きく変化している。メディアは、コーポレートガバナンス・コードの適用が開始される2015年を「企業統治元年」と報道した。たしかに、本コードに盛り込まれた原則は、株主と企業が企業価値の向上を議論する枠組みを提示したという点から、「企業統治元年」と呼ぶにふさわしい。その後、2018年に本コードの改訂がなされ、わが国におけるコーポレートガバナンス制度は大きな転換期を迎えている。

注目すべきは、取締役会による監督機能に大きな期待が寄せられている点である。たとえば、上記のコードは、独立性の高い社外取締役の選任を上場企業に求めており、これを受けて社外取締役を選任する企業が増加している。取締役会は、経営者の行動を監視し必要に応じて企業経営に対する意見表明を行う立場にある。独立性の高い取締役の選任がなされれば、経営者に対するモニタリングがいっそう厳格となるであろう。したがって、コーポレートガバナンス制度の転換は、経営者に対するモニタリングのあり方に変化をもたらす可能性がある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、コーポレートガバナンス制度の転換により会計情報の質が変化したかどうかを明らかにすることにある。このためには、コーポレートガバナンス・コードの導入により、取締役会の構成や監督機能はいかに変化したのか、取締役会以外のコーポレートガバナンス・メカニズムに影響を与えたのか、上記のとおり経路を通じて、会計情報の質が変化したのかを示す必要がある。

### 3. 研究の方法

#### (1) 研究動向の調査とデータ整備

コーポレートガバナンスに関連する実証研究は日々進展しており、国内外の研究動向を絶えず調査する必要がある。そこで、国内外の学術雑誌を検討するだけでなく、学会・研究会に参加し、研究課題に関する情報収集を行った。

また、本研究課題の実証研究に必要な財務データとコーポレートガバナンス・データは毎年更新されるため、データ整備を継続して実施している。

#### (2) モデルの設定と分析

先行研究で用いられた主要な理論と仮説、主要な変数の測定方法および実証モデルを検討し、実証モデルを構築し、分析に取り組んだ。その後、暫定的な結果を確認した後、因果推論を評価するために、追加的な頑健性分析を実施している。

### 4. 研究成果

我が国においては、会社法やコーポレートガバナンス・コードの改正等を受けて、取締役会の下に委員会を設置する上場企業が増えている。このように上場企業の機関設計に関心が向けられる一方で、日本企業を対象として委員会の経済的機能を実証的に評価した論文は多くない。他方、米国では取締役会の下部組織として委員会を設置する実務が定着しており、取締役会の委員

会に関する経済的意義を実証的に調査する研究が実施されている。

このような状況を踏まえ、取締役会の委員会に関する経済的機能について米国企業を対象として調査した実証研究をサーベイした（岩崎，2022）。先行研究では、委員会の数、取締役会から委員会への権限移譲、および報酬委員会と監査委員会の兼任状況に関する経済的決定要因とその影響が明らかにされている。これらの調査結果を要約すれば以下のようになる。第1に、委員会の設置は、取締役会を構成するメンバーが多くなることから生じるコーディネーション問題等を緩和し、企業業績を高める可能性がある。第2に、委員会への権限移譲、とりわけ社外取締役のみで構成される委員会に取締役会の権限を委譲することは、取締役会全体の情報共有や意思決定が損なわれる可能性がある。第3に、業績連動型報酬の設計において、監査委員会と報酬委員会を兼任する取締役は、監査委員会における追加的なコストを意識し、業績尺度として利益を採用しない傾向がある。

これらの調査結果は、近年の我が国における上場企業の機関設計の変化を理解する上で有意義な示唆をもたらすものと思われる。ただし、調査対象は米国企業を対象としており、日本企業にも同様の議論を展開できるかどうかは継続的な調査が必要である。

#### <引用文献>

岩崎拓也（2022）「取締役会の委員会に関する経済的機能」『關西大學商學論集』第67巻，第1号（近刊）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 岩崎拓也	4. 巻 67
2. 論文標題 取締役会の委員会に関する経済的機能	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 關西大學商學論集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------